

法人市民税第20号様式記載要領  
(申告書)

◎ 法人市民税の確定・中間・修正申告について

東大阪市内に事務所、事業所を有する法人で、確定した決算に基づく確定申告書、仮決算に基づく中間申告書及びこれらに係る修正申告書を提出する義務がある法人は、本申告書を提出していただくとともに、申告書に記載された法人市民税額を納付していただくことになります。

- ※ 確定申告においては、当該事業年度に欠損が生じた場合でも、本申告書を提出していただくとともに、申告書に記載された均等割額を納付していただくことになります。
- ※ 東大阪市外に事務所、事業所を有する法人につきましては、課税標準の分割に関する明細書(第22号の2様式)をあわせて提出してください。
- ※ 各種明細書をご入用の場合は、法人市民税係までご連絡ください。
- ※ 数値の記入は、各欄にあらかじめ印刷されている単位区分に従って行ってください。なお、⑮欄(この申告により納付すべき法人税割額)、及び⑱欄(この申告により納付すべき均等割額)が赤字額となる場合は、その金額の直前に△印を付してください。
- ※ 本申告書の記載方法等で、ご不明な点がある場合は、法人市民税係までお問い合わせください。

◎ 法人税割

法人等の区分	税率	
	平成26年10月1日以後に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
資本金等の額が1億円を越える場合	12.1%	<b>8.4%</b>
資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円を超える場合	12.1%	<b>8.4%</b>
資本金等の額が1億円以下で、かつ分割前の課税標準となる法人税額が年800万円以下の場合	9.7%	<b>6.0%</b>

- ・ 法人課税信託の受託者については8.4%になります。
- ・ 課税標準となる法人税額の算定期間が1年に満たない場合、上記の「年800万円」は下記の算式で求められる金額となります。  
 $(800万円 \div 12) \times \text{算定期間の月数(端数切り上げ)}$

◎ 均等割

資本金等の額	本市従業者数	税率(年額)
50億円超	50人超	300万円
	50人以下	41万円
10億円超 ～ 50億円以下	50人超	175万円
	50人以下	41万円
1億円超 ～ 10億円以下	50人超	40万円
	50人以下	16万円
1,000万円超 ～ 1億円以下	50人超	15万円
	50人以下	13万円
1,000万円以下	50人超	12万円
	50人以下	5万円
上記以外の法人等		5万円

- ・ 平成27年4月1日以後に開始する事業年度について「資本金等の額」が、「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金等の額」は、「資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額」となります。
- ・ 「本市従業者数」は課税標準の算定期間の末日現在に東大阪市内の事務所等に勤務されている従業者の数をいいます。
- ・ 均等割の計算に用いる月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数が生じたときは、切り捨ててください。